

養生秘抄 一巻

これも今傳はらず。

儼避羅鈔十七に、養生必要抄延喜二十一年八月廿二日
權醫博士深根輔仁撰云々

とありて、養生要集を引きたり。蓋しこの書の事なるべし。

一五 陰 陽

六甲 六帖 滋岳川人撰

今傳はらねば、詳ならねど、六甲によりて、吉凶を占ふものなるべし。六甲は、序例抄に、「甲子、甲戌、甲申、甲午、甲辰、甲寅也、日々にマハル也」とありて、干支の六甲をいへり。日本見在書目錄曆數家に、「六甲一」、五行家に、「六甲左右上符一」、三三圖一、などをのせたれば、これによりて撰びたるものなるべし。この書の事は、

新撰六句集に、斯依滋岳川人、貞觀十三年奉勅、六甲撰進之、

と見えたり。

著者滋岳川人は、文徳、清和の兩朝に仕へ、廣く陰陽學に達し、宿曜遁甲の術に長じたる事、類聚國史、今昔物語等に見えたり。

卜占の事を書きたるものなり。その篇目左の如し。

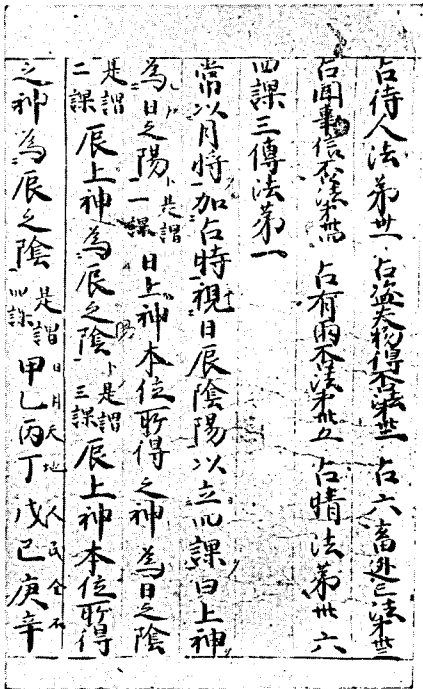
- 四課三傳法第一 課用九法第二 天一治法第三 十二將所主法第四 十二月將所主法第五
 - 十干剛柔法第六 十二支陰陽法第七 課支干法第八 五行王相等法第九 所勝王法第十
 - 相生相尅法第十一 五行相刑法第十二 五行相破法第十三 日德法第十四 日財法第十五
 - 日鬼法第十六 干支數法第十七 五行數法第十八 五行干支色法第十九 十二客法第廿
 - 十二壽法第廿一 一人間五事法第廿二 知曇行年法第廿三 空亡法第廿四 知吉凶期法第
 - 廿五 卅六卦所主大例法第廿六 占病祟法第廿七 占病死生法第廿八 占產期法第廿九
 - 占產男女法第卅 占待人法第卅一 占盜失物得否法第卅二 占六畜亡逃法第卅三 占聞事
 - 信否法第卅四 占有雨否法第卅五 占晴法第卅六
- この書の事は、

長秋記に、大治四年五月十八日乙未、午始參内、依最勝講先參院、以帥前日所申請下書居進上、伴書名占事略決也、世間流布本也、然而先朝以御自筆、書出勘物給、仍殊被敬重、而有借思也、

と見えたり。先朝は、堀河天皇にましく、天皇宸筆を染め給ひて、この書の勘物を出し給へり。また

花園天皇は、

花園院御記に、正中元年十一月四日丁亥、泰世持參度景、先日依召也、又學卜筮事、占事略決一帖進



(藏所氏爲利田前爵侯) 決略事占

置之、閑見可返之由仰了、と記し給ひて、閱覽し給へり。著者晴明は、大膳大夫安倍益材の子なり。賀茂忠行、保憲の父子に就いて、陰陽推算の術を學び、村上天皇以下五朝に仕へ、從四位下、天文博士、大膳大夫、右京大夫、播磨守となり、寛弘二年、八十五にて卒去せり。

この書は、長秋記に、「世間流布本也」とあれど、今は傳本稀にして、僅に前田侯爵家所藏の古寫本あるのみ、同古寫本は、土御門泰福より、前田綱紀に贈りたるものにて、

奥書に、貞應六年五月七日書寫之畢

(花押)

右之一卷、安倍泰統眞翰無疑、雖爲歷代之家藏、今依所望之子細呈之、爲後來贅禿筆於其終焉、

延寶八庚申六月廿八日

安倍(花押)

と記したり。

曆林 十卷 賀家抄

曆道の書なり。これも今傳はらず。賀家は賀茂家にて、保憲の著したるものなり。この書の事は、權記に、寛弘六年五月一日乙卯、今朝沐浴、或人云、五月沐髮、七月一日忌俗云、仍見曆林、五月一日沐髮良、此日沐人々明日長命富貴、

と見え、兵範記に、仁安三年六月廿二日、陣定文にも、「本朝保憲曆林、嫌而不採、」とあり。なほ、

吾妻鏡に、寛元二年九月十九日壬午、大殿明春御上洛事、爲但馬前司定員奉行、有御沙汰等、日次事
二月一日可有御進發之由、被思召之處、爲四不出日之旨、依有其説、可憚否、被召間維範、晴賢等朝臣、
各定申云、四不出日勿論也、但賀家不憚之歟、保憲曆林擇入丙寅、丙午、不可有禁忌、二月九日吉日也、
以件日可爲御入洛期歟、

など見えたり。著者保憲の後裔在方の撰びたる曆林問答序に、「天徳之末、吾祖司曆博士賀茂保憲、博考大成、而所獻之曆天數不違所傳、莫不規模、」といへるは、この書の事なるべし。

著者保憲は、丹波介忠行の子なり。方術の蘊奥を受け、村上天皇以下四朝に仕へ、從四位上、天文博士、陰陽頭主計頭となり、貞元二年卒す。

雜書 一卷 家榮朝臣撰

群書類従本、及びその他二三本は、新書としたり。

陰陽に關するものなれど、今傳はらざれば、詳ならず。家榮この書を白河法皇に奏覽したる事は、

玉葉文治三年十一月一日の條に、余間宣憲等云、家榮者末代之名士也、而所擇之雜書、奏聞白河院、天下之所用也、而載諸禁忌之内、全不載丑日、

と見えたり。

著者家榮は、陰陽助賀茂道榮の子にて、賀茂氏系圖に「縫殿頭、曆博士、陰陽頭、主計頭、正四位下、」とありて、保延二年、七十一にて卒去せり。中右記に、「曆道之□人也、陰陽道之長者也、」と記したり。